

木更津市朝日新庁舎家具什器（リユース品）購入仕様書

1 件名

木更津市朝日新庁舎家具什器（リユース品）購入

2 履行期間

契約締結日から令和7年12月12日（金）まで

※納入の開始時期は朝日新庁舎の竣工後（令和7年11月1日頃）からとする。

※建物引渡し時期は、工事の進捗状況により変更となる可能性があるため、詳細スケジュールは発注者と協議し決定すること。

3 納入場所

木更津市朝日三丁目8番1号 朝日新庁舎1階及び2階

※詳細な設置場所については、発注者と協議のうえ決定すること。

4 購入品及び数量等

別紙1「内訳書」のとおり

※同等品以上とすること。

5 設置箇所

別紙2「新庁舎レイアウト図（参考）」のとおり

※設置前に最終確認すること。

6 調達備品の仕様等に対する留意事項

- (1) 原則、「国等による環境物品等の調達に関する法律」（グリーン購入法）の判断基準に適した製品であること。
- (2) 日本オフィス家具協会（JOIFA）認定メーカー品であること。
- (3) リユース品のため、経年劣化による多少の傷や使用感があることは認めるものとするが、クリーニング済みの製品で機能的に不足のないこと。
- (4) 製品の仕様・状態・色等については、製品の手配前に発注者と協議の上、確定させること。
- (5) 製品搬入については、施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うよう努めること。
なお、納入の際には受注者が必ず立ち合い、万一、建物、設備等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において原状に復するものとする。
- (6) 調達備品の搬入、据付、調整、作業費、運搬料等一切の費用は、契約金額に含むものとする。また、梱包材料等の納品時に発生するゴミ類は持ち帰り適正に処理すること。

- (7) 納入した備品が、仕様を満たさないものであることが判明した場合は、無償で本仕様を満たすものに交換すること。
- (8) 搬入・設置スケジュールは発注者と協議し、その指示に従うこと。
- (9) その他詳細については、発注者と協議の上、その指示に従うこと。

7 検品

物品納入据付完了後、発注者立会いの下、全品の数量、仕様及び状態の検品を行うこと。

8 支払方法

- (1) 発注者は受託に対し、本業務終了後、受注者の請求に基づき本業務の委託料を一括して支払うものとする。
- (2) 電子地域通貨「アクアコイン」での支払い
 - ア 電子地域通貨「アクアコイン」(以下「アクアコイン」という。)とは、地域内におけるキャッシュレス化の推進や消費の喚起、資金の循環等による地域経済の活性化を図るとともに、ボランティアや地域活動等への参加意識を高め、地域コミュニティの活性化を図るため、君津信用組合・木更津市・木更津商工会議所が連携して、導入・普及推進に取り組む木更津市限定の電子地域通貨のことで、1コイン=1円として利用することができる。
 - イ 受注者は委託料の全額又は一部の支払いを受けようとするときは、アクアコインにより受けることができるものとし、その金額は発注者と受注者の協議のうえ決定するものとする。
 - ウ アクアコインによる委託料の支払いに係る金融機関への送金手数料は、発注者が負担するものとする。
 - エ 受注者は、アクアコインで支払いを受けた委託料の精算又は返還を行う場合、現金で行わなければならない。

9 その他

- (1) 保守修理の費用は、発注者の故意又は過失によるものを除き、納入後一年間は無償とすること。
- (2) 業務の遂行にあたって、受注者は関係法令や契約書、本仕様書を順守するとともに、発注者と常に密な連絡を取り、その指示に従うほか、段階ごとに報告を行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたって知り得た情報等について、発注者の承諾なしに第三者に対して内容を漏らさないこと。また、業務の完了後も同様とする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、発注者の指示によるものとする。